

契約履行実績に基づく契約保証金の減免取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、契約事務規則第27条第3号に定める契約保証金の減免（以下「第3号減免」という。）を行うに当たって、必要な事項を定めるものとする。

(要件)

第2条 第3号減免は、受注予定者が次の要件を満たす場合に行うことができる。

- (1) 対象となる契約（以下「対象契約」という。）の締結期限の末日から過去2年の期間内に官公署等（国、地方公共団体等）と2回以上の契約を誠実に履行していること。
- (2) 物品購入（製造の請負を除く）の契約の場合、前号に定める官公署等との契約は、当該契約金額の5割以上の金額であること。

(確認方法)

第3条 前条の確認は、次の各号いずれかの方法による。

- (1) 受注予定者から、契約の相手方が発行した履行証明書を受領する。
- (2) 受注予定者が所有する契約書原本を確認の上、写し（発注者、契約の相手方、件名、履行期間、金額が確認できるもの）を受領する。
- (3) 前2号のほか、契約履行実績が発注者との過去の契約案件である場合などは、受注者からの申し出に基づき、発注者が確認する。

(その他)

第4条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(実施期日)

- 1 この要領は、令和元年7月22日以降に入札公告又は指名通知を行うものから実施する。